

公益社団法人宮崎県看護協会定款

目次

第1章 総則(第1条～第2条)	(4) 県民に対する疾病の予防及び健康の保持増進に関する事業
第2章 目的及び事業(第3条～第4条)	(5) 医療安全対策及び災害等危機管理に関する事業
第3章 会員(第5条～第11条)	(6) 在宅ケアサービス等の実施及び訪問看護の推進支援に関する事業
第4章 総会(第12条～第21条)	(7) その他本会の目的を達成するために必要な事業
第5章 役員等(第22条～第32条)	
第6章 理事会(第33条～第41条)	
第7章 委員会(第42条～第43条)	
第8章 事務局(第44条)	
第9章 地区(第45条)	
第10章 事業所(第46条)	
第11章 資産及び会計(第47条～第53条)	
第12章 定款の変更、合併及び解散等(第54条～第58条)	
第13章 公告(第59条)	
第14章 補則(第60条)	
附則	

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人(以下「本会」という。)は、公益社団法人宮崎県看護協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を宮崎県宮崎市に置く。
2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、公益社団法人日本看護協会(以下「日本看護協会」という。)との連携のもと、保健師、助産師、看護師及び准看護師(以下「看護職」という。)が、看護に関する専門教育と研鑽による看護の質の向上を図るとともに、医療の担い手である看護職が安心して働き続けられる環境づくりを推進し、あわせて地域のニーズに応える看護職による訪問看護等の地域医療の充実を図ることにより、宮崎県民の健康な生活の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、宮崎県内において次の事業を行う。
(1) 看護教育及び学会等学術振興に関する看護の質向上に関する事業
(2) 看護職の労働環境等の改善及び就業促進による県民の健康及び福祉の増進に関する事業
(3) 看護に関する調査及び研究並びに看護業務及び看護制度等の改善への提言に関する事業

第3章 会 員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 宮崎県内に勤務し、又は在住する看護職であつて、本会の目的に賛同して入会したもの。
- (2) 名誉会員 看護事業に顕著な功績のあつた看護職で、理事会が推薦し、本人の承諾を得て日本看護協会総会において承認されたもの。

2 前項の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)に規定する社員とする。

(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、定款細則の入会手続きにより申し込むものとする。
2 本会の正会員は、本会を通じて日本看護協会に正会員としての加入の手続きをとるものとする。

(会費)

第7条 正会員は、本会の事業活動に必要な経費に充てるため、定款細則に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 正会員は、定款細則に定める退会の届け出により、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会においてすべての正会員の3分の2以上の決議により、当該会員を除名することができる。
(1) 本会の定款又は細則に違反したとき。
(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
(3) その他正当な事由があるとき。
2 除名の決議を行う場合、その会員に対し、総会の1週間前までに理由を付してその旨を通知し、総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
3 除名が決議されたときは、会長はその会員に対して除名した理由を明らかにし、ただちにその旨を通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
(1) 看護職の資格を喪失したとき。
(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。

- (3) 正当な理由無く3か月以上会費を滞納したとき。
- (4) すべての正会員の同意があったとき。
- (5) その他会員資格に該当しなくなったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第11条 会員が第9条から前条までの規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。
- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 総会

(構成及び議決権)

- 第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
- 3 総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第13条 総会は、次に掲げる事項を決議する。
- (1) 定款の変更に関する事項
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 会費の額
 - (4) 理事及び監事の報酬等の額
 - (5) 会員の除名
 - (6) 本会の解散、残余財産の処分及び公益目的取得財産残額の贈与
 - (7) 理事会において総会に付議した事項
 - (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
 - (9) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

- 第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
- 2 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、理事会の決議を経て、会長が招集する。ただし、すべての正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から6週間以内の日を開催日として臨時総会を招集しなければならない。

(招集)

- 第15条 総会は、理事会の決議を経て、会長が招集する。
- 2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を開催30日前までに本会の機関誌によって公表し会員に通知する方法、又は書面（電磁的方法を含む。）によって会員に通知しなければならない。この機関誌、又は書面（電磁的方法を含む。）は登録された住所又は勤務場所に送付することにより、すべての会員に送付しなければならない。

ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、法令に定める参考書類及び議決権行使書面を添えて2週間前までに通知を発ししなければならない。

(議長)

- 第16条 総会に議長団を置く。
- 2 議長団は3名とし、総会において、その都度出席した正会員の中から選任する。
- 3 議長は、議長団がこれを定める。

(定足数)

- 第17条 総会は、すべての正会員の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

- 第18条 総会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、すべての正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決すところによる。
- 2 前項前段の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。ただし、出席者数からは除かない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、すべての正会員の3分の2以上の決議により行わなければならない。
- (1) 定款の変更
 - (2) 監事の解任
 - (3) 会員の除名
 - (4) 本会の解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(書面による表決等)

- 第19条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において書面で表決した者又は表決を委任した者は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置かねばならない。
- 2 前項の議事録には議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上が、署名又は記名押印しなければならない。

(総会運営規則)

- 第21条 総会の運営に関し、必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会の決議により別に定める総会運営規則による。

第5章 役員等

(役員の設定)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 16名以上21名以内
- (2) 監事 3名
- 2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長、3名以内を常務理事とし、職能理事（保健師職能理事、助産師職能理事、看護師職能理事）を4名、地区理事を10名以内、准看護師理事を1名置く。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事（以下「業務執行理事」という。）とする。

(役員を選任)

- 第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。ただし、前条第1項第2号に掲げる監事3名のうち1名については、会員以外の者とする。
- 2 理事会は、会長、副会長及び常務理事を選定及び解職する。
 - 3 前項において、理事会は、総会の決議により選出された会長候補者及び副会長候補者から会長及び副会長を選定することができる。
 - 4 理事会は、会長が推薦する常務理事候補者の中から常務理事を選定することができる。

(役員欠格事由)

- 第24条 次に掲げる者は、本会の役員となることができない。
- (1) 法人法第65条第1項各号に掲げられた者
 - (2) 法人法第65条第1項第3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
 - (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第6条第1号に該当する者
 - (4) 認定法第6条第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(役員資格喪失)

第25条 前条に該当するに至った者は、該当時点で本会の役員資格を喪失する。

(役員親族等割合の制限)

- 第26条 本会の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数が、理事の総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 2 他の同一の団体（認定法第5条第11号の委任を受けて公益法人に準ずるものとして政令で定められるものを除く。）の理事又は職員である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として認定法施行令第5条で定められる者である理事の合計数が、理事の総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。監事についても同様とする。
 - 3 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係があ

る者を含む。）及び本会の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、その職務を執行する。
- 2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐する。
 - 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
 - 5 会長及び業務執行理事は、3か月に1回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第28条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること
 - (2) 本会の業務及び財産の状況を監査すること。
 - (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
 - (4) 理事が、不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実関係若しくは不当な事実関係があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、理事会を開催する旨の招集通知（その請求があった日から2週間以内の日を開催日とするものに限る。）が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
 - (6) 理事が、総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事実があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
 - (7) 理事が、本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
 - (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

- 第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事は、会長、副会長、常務理事及びその他の理事として同一の役職に引き続き就任するときは、選任後6年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することができない。
 - 3 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、監事は、同一職に引き続き就任す

るときは、選任後8年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することができない。

- 5 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任の任期の満了する時までとする。
- 6 増員により選任された理事の任期は、他の現任者の任期の満了する時までとする。
- 7 第22条第1項で定めた役員の数に欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会においてすべての正会員の3分の2以上の決議により、行わなければならない。

(役員報酬等)

- 第31条 役員に対して、その職務執行の対価として、総会において定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規則による。ただし、監事の報酬については監事の協議による。

(役員責任及び免除)

- 第32条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定により、この責任は、すべての正会員の同意がなければ免除することができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該理事又は監事が善意で重大な過失がない場合には、本会は、同法第114条第1項の規定により、任務を怠った事による理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(設置)

- 第33条 本会に理事会を設置する。
- 2 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(権限)

- 第34条 理事会は、法令及びこの定款に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。
- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務執行の監督
 - (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲り受け

- (2) 多額の借財
- (3) 重要な職員の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 本会の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
- (6) 第32条第2項に規定する責任の免除

(種類及び開催)

- 第35条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 定例理事会は、年6回以上開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めるとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的を記載した書面をもって、会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その理事が招集したとき。
 - (4) 第28条第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

- 第36条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、会長が招集し、議長となる。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集し、議長となる。
- 2 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、理事会の開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(定足数)

- 第37条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

- 第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議事に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。
- 2 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。
 - 3 第1項前段の場合において、議長は、理事として決議に加わることができない。ただし、出席数からは除かない。

(決議の省略)

- 第39条 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議事に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし

たときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。
ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

- 第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。
- 2 前項の議事録は、理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

(理事会運営規則)

- 第41条 理事会運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める理事会運営規則による。

第7章 委員会

(職能委員会)

- 第42条 本会に次の職能委員会を置く。
- (1) 保健師職能委員会
 - (2) 助産師職能委員会
 - (3) 看護師職能委員会
- 2 各職能委員会は、それぞれ、職能上の問題を審議し、会長に助言する。
- 3 各職能委員会の委員長は、保健師、助産師、看護師職能の理事をもって充てる。
- 4 各職能委員会の委員は、理事会において選任する。
- 5 各職能委員会の構成及び運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(職能委員会以外の委員会)

- 第43条 前条に定める委員会のほか、本会の事業を推進するため必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会は、総会、理事会その他の法定機関の権限を冒さないものとする。
- 3 委員会の委員は、理事会において選任する。
- 4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

- 第44条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の決議を経て、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第9章 地区

(地区)

- 第45条 この法人の業務運営を円滑に図るため地区を定める。
- 2 所管範囲は定款細則に定める。
- 3 地区の運営に関し、必要な事項は理事会の決議により別に定める。

第10章 事業所

(事業所)

- 第46条 第4条第6号に規定する事業を実施するため、理事会の決議を経て、訪問看護事業及び訪問介護事業を行う事業所(以下「訪問看護ステーション」という。)並びに居宅介護支援事業を行う事業所(以下「居宅介護支援事業所」という。)を設置することができる。
- 2 前項の訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業所の組織その他必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 資産及び会計

(事業年度)

- 第47条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計の原則)

- 第48条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準及びその他の会計の慣行に従うものとする。

(資産の管理)

- 第49条 本会の資産は会長が管理し、その方法は理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

- 第50条 本会の事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「予算書等」という。)については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の決議により決定するものとする。これを変更する場合も同様とする。
- 2 予算書等については、通常総会に報告するものとする。
- 3 予算書等については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 4 予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに宮崎県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

- 第51条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表

- (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - (7) 資金調達及び設備投資の実績を記載した書類
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類は、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の基準を示した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 第1項各号(第7号を除く。)及び前項各号の書類並びに正会員名簿は、当該事業年度経過後、3か月以内に宮崎県知事に提出しなければならない。
- 5 貸借対照表は、通常総会終結後遅滞なく公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第52条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人等の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号に定める書類に記載する。

(会計の規則等)

第53条 会計に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

- 第54条 この定款は、総会においてすべての正会員の3分の2以上の決議により、変更することができる。
- 2 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき、宮崎県知事の認定を受けなければならない。
- 3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく宮崎県知事に届け出なければならない。

(合併等)

第55条 本会は、総会においてすべての正会員の3分の2以上の決議により、他の法人法上の法人との合併又は事業の全部譲渡を行うことができる。

(解散)

第56条 本会は、総会においてすべての正会員の3分の2以上の決議、その他法令で定められた事由により、解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第57条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、総会の決議により、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第58条 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第13章 公告

(公告方法)

第59条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。

第14章 補則

(委任)

第60条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な定款細則は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記を行った日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第47条の定めにかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。なお、この場合において、第50条第1項の定めにかかわらず、後段の事業年度の予算等については、認定法第21条第1項かつこ書きの定めを適用する。
- 3 この法人の設立登記の日に就任する理事及び監事は、別紙役員名簿記載のとおりとする。
- 4 この法人の最初の会長は、境孝子とする。
- 5 この法人の最初の副会長は、瀬口チホ、田上文恵とする。
- 6 この法人の最初の常務理事は、林チエ子、松浦康代とする。